

京極町農業委員会総会議事録

(第13回令和6年9月26日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月26日 午後1時30分から1時45分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (11 人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
4 番	横川順行
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第4 議案第1号	農用地利用集積計画の決定について
第5 議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の 規定による農用地利用配分計画(案)の決定について
第6 議案第3号	荒廃農地に係る非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 史博

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1 時30分

船場会長	これより第13回京極町農業委員会総会を開会いたします。 皆さん大変お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。比較的天候も良いので、収穫作業はそれなりに進んでいると思います。麦まきも終わり安心していきます。品質良くない場所は時間がかかるので、残りの作業も安全に進めていただきたいと思います。それでは今回もよろしくお願いいたします。
事務局長	本日の出席委員は11名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。
議長	これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは、7番行天委員、8番堅田委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。 続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告について委員が参加している事案のみご報告いたします。 1、第12回京極町農業委員会総会を、令和6年8月28日に京極町役場議員控室で開催しております。 2、令和6年度京極町農業委員会委員協議会総会を、農業委員会総会終了後に京極町役場議員控室で開催しております。 3、京極町農地利用状況調査、農地パトロールを、委員協議会総会終了後に京極町一円を対象に行っております。 5、農業経営基盤強化促進法現地調査を9月18日に小山委員、清本委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。 報告第1号につきましては以上となります。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書1ページをご覧ください。日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和6年9月26日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の案件は、1議案1件となっており、利用権の再設定の計画が1件です。

それでは、議案書2ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。札幌市中央区北5条西6丁目1-23、公益財団法人北海道農業公社。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和6年9月27日。終期、令和11年9月26日。期日、令和6年9月27日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、農地中間管理事業に係る賃貸借契約の更新のため。

本案件は令和元年に事業開始された農地中間管理事業による一連の手続きとなります。当該地において草地改良事業を実施している方の継続要望を受け、更に5年間賃貸借を更新する内容となっており、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされております。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、番号1番を小山委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

小山委員

番号1番について、議案書3ページの調査書のとおり、9月18日に調査しました。農地中間管理事業が行われている農地の賃貸借契約の更新をするもので、特に問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第4、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。堅田委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、堅田委員は退席をお願いします。

(堅田委員退席)

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書5ページをご覧ください。日程第4、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画(案)についてご審議願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律により、京極町から意見を求められた下記の農用地利用配分計画(案)について可否を求める。令和6年9月26日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。

番号1。権利の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。公簿地目、畑。面積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆〇〇㎡。始期、令和6年9月27日。終期、令和11年9月26日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

本案件は、議案第1号にてお諮りしました利用集積計画の策定を経て、農用地利用配分計画(案)の作成に至る一連の手続きとなっているもので、〇〇〇〇氏が令和元年から5年間の農地中間管理事業を活用した草地改良事業を行っており、再度事業を継続するための農用地利用配分計画(案)を策定するにあたって意見を求められているものです。当委員会としては農業公社を経由した農地中間管理事業として事業継続されている内容の更新であり、これを承認することに問題はないと考えます

議案第2号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

(堅田委員着席)

議 長

続いて、日程第5、議案第3号「荒廃農地に係る非農地判断について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書6ページをご覧ください。日程第5、議案第3号、荒廃農地に係る非農地判断についてご審議願います。

利用状況調査の結果、再生利用が困難と判定された農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて議決を求める。令和6年9月26日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

それでは、議案書7ページをご覧ください。

ここでお示ししている11筆の農地等につきまして、前回総会後に実施しております利用状況調査、農地パトロール並びに事前にお渡ししておりました資料に基づく荒廃農地の現況確認の結果、既に森林・原野の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地と考えられることから、農地法の運用に基づき、農地に該当しない旨の判断を行うものです。

なお、非農地として判断された後、非農地通知書を本人または関係機関へ送付し、農地台帳からの削除を行う流れとなります。

議案第3号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第３号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第13回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 １時４５分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定１０月２４日（木）午後 １時３０分